

Universal Oneサービス契約約款（第1編） 【現改比較表】 2026年4月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

▲Universal Oneサービス契約約款（第1編）（平成23年BNSネサ第100017号）  
実施 平成23年5月10日

▲Universal Oneサービス契約約款（第1編）（平成23年BNSネサ第100017号）  
実施 平成23年5月10日

料金表

第1表 料金（付帯サービスの料金を除きます。）

第1類 利用料金

第1 VP Nサービスに係るもの

2 料金額

2-2 付加機能利用料

2-2-1 代表契約に係るもの

2-2-1-10 クラウドWi-Fi認証機能

月額

区 分	単 位	料 金 額
料金表第3表（付帯サービスに関する料金）に規定するクラウドWi-Fiアクセスポイントに接続する端末設備を認証する機能	10IDまでの場合 10IDを超える場合	1のVP Nグループごとに 1のVP Nグループにつき10IDを超える1のIDごとに
		— 300円 (330円)

備考

- 1 当社は、代表契約者（クラウドWi-Fiアクセスポイントを利用する契約者回線等を含むVP Nグループに係る者に限ります。）に限り、この機能を提供します。
- 2 この機能を利用する代表契約者は、次に掲げる期間について、この機能に係る付加機能利用料の支払いを要します。この場合において、当社は、第38条（利用料金の支払義務）第2項第2号の表の規定に該当するときを除いて、この機能に係る付加機能利用料を日割しません。
  - (1) この機能の提供を開始した日が属する料金月の翌料金月から支払いを要します。  
ただし、提供を開始した日が料金月の初日の場合は、提供を開始した日が属する料金月から支払いを要します。

料金表

第1表 料金（付帯サービスの料金を除きます。）

第1類 利用料金

第1 VP Nサービスに係るもの

2 料金額

2-2 付加機能利用料

2-2-1 代表契約に係るもの

Universal Oneサービス契約約款（第1編） 【現改比較表】 2026年4月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

(2) この機能の廃止があった日の前日が属する料金月まで支払いを要します。

(3) この機能の提供を開始した日と、この機能の廃止があった日又はその前日とが同じ料金月に属する場合は、1か月間について支払いを要します。

3 当社は、この機能に係る付加機能利用料を、IDの数（その料金月で最大のものとします。）に基づいて算出します。

第3表 附帯サービスに関する料金

第3 回線制御装置使用料

1 適用

区 分	内 容						
回線制御装置の種別等に係る料金の適用	ア 当社は、回線制御装置使用料を適用するにあたって、次表のとおり回線制御装置の種別を定めます。						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Universal Oneターミナル等</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>クラウドWi-Fiアクセスポイント</u></td> <td><u>無線LANアクセスポイント機能を有する装置であって、当社が提供する認証機能との連携が可能なもの</u></td> </tr> </tbody> </table>	種 別	内 容	Universal Oneターミナル等	(略)	<u>クラウドWi-Fiアクセスポイント</u>	<u>無線LANアクセスポイント機能を有する装置であって、当社が提供する認証機能との連携が可能なもの</u>
	種 別	内 容					
	Universal Oneターミナル等	(略)					
<u>クラウドWi-Fiアクセスポイント</u>	<u>無線LANアクセスポイント機能を有する装置であって、当社が提供する認証機能との連携が可能なもの</u>						
備考 当社は、代表契約者がクラウドWi-Fi認証機能を利用する場合に限り、その代表契約者に係る回線契約者に対して、 <u>クラウドWi-Fiアクセスポイントを提供します。</u>							
イ (略)							
ウ 当社は、回線制御装置使用料を適用するにあたって、次表のとおり回線制御装置の保守の区別を定めます。 <u>クラウドWi-Fiアクセスポイントに係るもの</u>							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 別	内 容					
区 別	内 容						

第3表 附帯サービスに関する料金

第3 回線制御装置使用料

1 適用

区 分	内 容				
回線制御装置の種別等に係る料金の適用	ア 当社は、回線制御装置使用料を適用するにあたって、次表のとおり回線制御装置の種別を定めます。				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Universal Oneターミナル等</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	内 容	Universal Oneターミナル等	(略)
	種 別	内 容			
Universal Oneターミナル等	(略)				
イ (略)					
ウ <u>削除</u>					

Universal Oneサービス契約約款（第1編） 【現改比較表】 2026年4月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

[保守タイプ2](#)

[その回線制御装置の修理又は復旧について当社が係員を派遣するもの](#)

工（略）

2 料金額

2-1（略）

[2-2 クラウドWi-Fiアクセスポイントに係るもの](#)

区 分	単 位	料 金 額
<a href="#">（本体） VI型</a>	<a href="#">1台ごとに月額</a>	<a href="#">5,000円 (5,500円)</a>
<a href="#">（付加物品） P o Eスイッチ</a>	<a href="#">追加1台ごとに 月額</a>	<a href="#">4,000円 (4,400円)</a>

[備考](#)

- [1 当社は、本体のVI型について、付加物品として1のVI型端末につき1のP o Eスイッチ又は1のP o Eインジェクターを含めて提供します。この場合、P o Eスイッチ又はP o Eインジェクターの利用料金は、VI型の利用料金に含むものとします。](#)
- [2 回線契約者は、本体のVI型の利用において、前項に定める付加物品の他にP o Eスイッチの追加利用を請求することができます。](#)

第4 回線制御装置に係る工事費

1 適用

区 分	内 容
(1) (略)	(略)
<a href="#">(2) 工事等実施前に工事の取消等があった場合の工事費の適用</a>	<a href="#">Universal One契約者は、クラウドWi-Fiアクセスポイントに係る工事又は設置場所調査（以下この欄において「工事等」といいます。）を要する請求をした場合であって、次に掲げる期間にその請求の取消し又はUniversal One契約の解除（以下この欄において「取消等」といいます。）があったときは、それぞれ次に掲げる工事費の支払いを要します。</a>

工（略）

2 料金額

2-1（略）

第4 回線制御装置に係る工事費

1 適用

区 分	内 容
(1) (略)	(略)

Universal Oneサービス契約約款（第1編） 【現改比較表】 2026年4月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

- ア 工事等実施予定日から起算して2営業日前の午後3時から1営業日前の午後3時までの間における取消等の場合  
その工事等に要する工事費の半額の工事費
- イ 工事等実施予定日から起算して1営業日前の午後3時以降における取消等の場合  
その工事等に要する工事費と同額の工事費

2 工事費の額

区 分	単 位	工事費の額
クラウドWi-Fiアクセスポイントに係る工事等	1の工事等ごとに	別に算定する実費

附 則（令和8年3月18日 CNS 1サ第000400016009-01号）  
（実施期日）

1 この改正規定は、令和8年4月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているクラウドWi-Fi認証機能及びクラウドWi-Fiアクセスポイントに関する料金その他の提供条件については、なお従前のおりとしします。

3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。